



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 7 月 25 日 (木 曜 日) 第 529 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2
- 特定水産資源の採捕の停止…………… (漁業管理課) 2

頁

公 告

- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 3
- 宅地建物取引業法による公開聴聞…………… (建築住宅課) 3
- 鳥獣捕獲等事業の認定…………… (自然環境課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (3件) … (商工政策課) 4
- 県営土地改良事業 (農地中間管理機構関連事業
) 計画の策定…………… (農村整備課) 5

告 示

宮崎県告示第 411号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4572002006	デイサービスセンターはびねす	宮崎県児湯郡川南町川南 27486番地 1	株式会社洋幸	宮崎県児湯郡川南町川南 27483番地	令和6年6月1日	通所介護
4570204869	ヘルパーステーション cocoro美	宮崎県都城市上長飯町58号13番地	株式会社 心美	宮崎県都城市上長飯町58号13番地	令和6年6月7日	訪問介護
4570204885	ライフケアサービス	宮崎県都城市安久町5662番地3	合同会社心	宮崎県都城市安久町5662番地3	令和6年6月18日	特定福祉用具販売
4570204885	ライフケアサービス	宮崎県都城市安久町5662番地3	合同会社心	宮崎県都城市安久町5662番地3	令和6年6月18日	福祉用具貸与
4560490114	訪問看護ステーションはなたて	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3598番地 1	合同会社ごんはる	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3645番地 1	令和6年6月20日	訪問看護

宮崎県告示第 412号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570204885	ライフケアサービス	宮崎県都城市安久町5662番地3	合同会社心	宮崎県都城市安久町5662番地3	令和6年6月18日	介護予防福祉用具貸与
4570204885	ライフケアサービス	宮崎県都城市安久町5662番地3	合同会社心	宮崎県都城市安久町5662番地3	令和6年6月18日	特定介護予防福祉用具販売
4560490114	訪問看護ステーションはなたて	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3598番地1	合同会社ごんはる	宮崎県日南市北郷町郷之原甲3645番地1	令和6年6月20日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570600116	永寿園ホームヘルプサービスセンター	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地1	社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市富高字岩崎 546番地1	令和6年6月30日	訪問介護

宮崎県告示第 414号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字下大谷丙 165-19
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 415号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針別紙1-4の第2の3に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えており、法

第33条第2項第1号に該当すると認める。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月25日から同年8月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
26	県道	宮崎須木線	宮崎市大字大瀬町字アブミ1720番9地先から東諸県郡国富町大字岩知野字六江757番1地先まで	旧	11.0～15.7	290.6
				新	14.4～18.3	290.6

宮崎県告示第 417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月25日から同年8月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江 827番1地先から同郡同町同大字同字 829番1地先まで	旧	17.6～20.7	30.7
				新	17.6～18.9	30.7

宮崎県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年7月25日から同年8月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	宮崎須木線	宮崎市大字大瀬町字アブミ1720番9地先から東諸県郡国富町大字岩知野字六江 757番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年7月25日

宮崎県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和6年7月25日から同年8月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江 827番1地先から同郡同町同大字同字 829番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年7月25日

宮崎県告示第420号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 日時 令和6年8月6日 午後2時

2 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号

宮崎県防災庁舎7階県土整備部会議室

3 被聴聞者

(1) 商号又は名称 株式会社西日本宅建

(2) 代表者氏名 清水 剛

(3) 主たる事務所の所在地 宮崎県宮崎市昭和町62

(4) 免許証番号 宮崎県知事(11)第3135号

(5) 免許年月日 令和6年2月23日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の2の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をした。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 事業者の名称

株式会社マツダコーポレーション

2 事業者の住所

延岡市松原町4丁目8931番地2

3 事業者の代表者の氏名

松田 秀人

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤智治
福島県郡山市朝日3-7-35
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生
東京都千代田区岩本町1丁目7番4号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村浩司
福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号
株式会社アイティー 代表取締役 池上裕介
宮崎県延岡市卸本町9番14号
(変更後) ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良
福島県郡山市朝日3-7-35
株式会社イエローハット 代表取締役 木村昭夫
東京都千代田区岩本町1丁目7番4号
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村浩司
福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号
株式会社アイティー 代表取締役 池上裕介
宮崎県延岡市卸本町9番14号
- 4 変更の年月日
令和3年6月1日 ゼビオ株式会社
令和6年6月20日 株式会社イエローハット
- 5 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日
令和6年7月8日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年7月25日から令和6年11月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年7月25日から令和6年11月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー錦町店
宮崎市錦町38番地 外1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄3丁目14番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) グラード錦町
宮崎市錦町38番地 外1筆
(変更後) タイヨー錦町店
宮崎市錦町38番地 外1筆
- 4 変更の年月日
令和6年4月1日
- 5 変更する理由
店舗名称変更のため
- 6 届出年月日
令和6年7月10日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年7月25日から令和6年11月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和6年7月25日から令和6年11月25日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリ日向店
日向市財光寺1702番1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）建物南西側 13台
合計 13台
（変更後）建物西側 13台
合計 13台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）駐車場 2箇所 敷地西側及び南西側
合計 2箇所
（変更後）駐車場 3箇所 敷地西側、南西側及び南東側
合計 3箇所
- 4 変更の年月日
令和7年2月1日
- 5 変更する理由
敷地東側の市道整備に併せ出入口を設置するため
- 6 届出年月日
令和6年7月10日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和6年7月25日から令和6年11月25日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和6年7月25日から令和6年11月25日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に

より、有田第1地区県営土地改良事業（宮崎市、農地中間管理機構関連農地整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年7月25日から令和6年8月23日まで
- 3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

--	--